海上自衛隊訓令第１６号

自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）第３２条の規定に基づき、艦艇開発隊の編制に関する訓令を次のように定める。

平成１４年３月２０日

防衛庁長官　中　谷　　元

艦艇開発隊の編制に関する訓令

（任務）

第１条　艦艇開発隊は、次の各号に掲げる業務を行うことを任務とする。

⑴　海上自衛隊の使用する装備品等の実用試験等に関すること（音響測定所の所掌に属するものを除く。）。

⑵　海上自衛隊の使用する装備品等（食糧その他の需品を除く。次号及び第１９条において同じ。）の運用の開発及び改善に関すること（音響測定所の所掌に属するものを除く。）。

⑶　海上自衛隊の使用する装備品等の能力向上に関すること。

⑷　艦艇の運用及び教育訓練に必要なシステム（以下「艦艇システム」という。）の開発、改善及び維持管理に関すること。

⑸　艦艇システムに関する教育訓練（以下「教育訓練」という。）に関すること（水上戦術開発指導隊の所掌に属するものを除く。）。

⑹　前各号に掲げる業務に必要な調査及び研究に関すること。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　装備品等　防衛省設置法（昭和２９年法律第１６４号）第４条第１３号に規定する装備品等（航空機、航空機搭載装備品及び航空機の運航に必要な航空基地用機器を除く。）をいう。

⑵　技術試験　装備品等の研究開発に関する訓令（平成２７年防衛省訓令第３７号。以下「研究開発訓令」という。）第２条第７号に規定する防衛装備庁が行う試験をいう。

⑶　実用試験等　実用試験（研究開発訓令第２条第７号に規定する各自衛隊等が行う試験をいう。）、同条第７号に規定する装備品等の開発によることなく取得された装備品等が使用目的に適合するか否かについて評価するために行う試験及び現用装備品等の性能改善の資料を得るために行う試験をいう。

⑷　運用試験等　装備品等が、単一体系若しくは総合体系としての装備計画若し

くは防衛構想における期待を満足するか否かについて評価するため、又は装備品等の有効な運用の開発に資するための資料を得るために行う運用試験及び現用装備品等の運用の改善の資料を得るために行う試験をいう。

（編制）

第３条　艦艇開発隊は、艦艇開発隊本部（以下「本部」という。）及び艦艇開　発隊の長の直轄する自衛艦をもって編成する。

（司令及び副長）

第４条　艦艇開発隊の長は、艦艇開発隊司令（以下「司令」という。）とする。

２　司令は、１等海佐をもって充てる。

３　司令は、開発隊群司令の指揮監督を受け、艦艇開発隊の隊務を統括する。

４　艦艇開発隊に、副長１人を置く。

５　副長は、司令を助け、事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

（システム調整官）

第５条　本部に、システム調整官１人を置く。

２　システム調整官は、司令の命を受け、艦艇システムに関する事務を整理する。

（本部）

第６条　本部に、次の２科及び３部を置く。

総務科

企画科

開発部

装備実験部

分析部

（総務科）

第７条　総務科においては、次の事務をつかさどる。

⑴　公印の保管、文書及び統計に関すること。

⑵　人事及び福利厚生に関すること。

⑶　秘密の保全に関すること。

⑷　会計及び物品の取扱いに関すること。

⑸　施設の維持管理に関すること。

⑹　前各号に掲げるもののほか、本部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（企画科）

第８条　企画科においては、次の事務をつかさどる。

⑴　実用試験等及び運用試験等の企画に関すること。

⑵　艦艇システムの開発、改善及び維持管理についての企画及び審査に関するこ

と。

⑶　教育訓練の計画の作成及び実施並びに教育訓練の成果の審査に関すること。

⑷　教育訓練の実施に関する部外との連絡調整に関すること。

⑸　艦艇システムの設計に関する資料の収集整理に関すること。

⑹　艦艇システムの開発及び改善の実施に必要な試験を行うための装置（第１４条において「艦艇システム試験装置」という。）の運用計画に関すること。

（開発部の分科）

第９条　開発部に次の５科を置く。

艦艇第１科

艦艇第２科

潜水艦科

機雷艦艇科

整備科

（艦艇第１科）

第１０条　艦艇第１科においては、艦艇（潜水艦、練習潜水艦及び機雷艦艇（掃海艦、掃海艇及び掃海母艦をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）に関する装備品等（食糧その他の需品を除く。）に関し、次の事務（分析部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

⑴　運用試験等の計画の作成及び実施に関すること。

⑵　運用試験等の成果の分析及び評価に関すること。

⑶　艦艇システムの開発、改善及び維持管理の計画の作成に関すること。

⑷　装備体系及び運用に関する調査及び研究に関すること。

⑸　教範、準則、取扱説明書その他の取扱いに関する文書の作成の支援に関すること。

⑹　技術試験の支援に関すること。

⑺　部内の事務の総括に関すること。

（艦艇第２科）

第１１条　艦艇第２科においては、艦艇システム（潜水艦及び機雷艦艇に関することを除く。）の開発、改善及び維持管理の実施に関する事務（分析部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（潜水艦科）

第１２条　潜水艦科においては、潜水艦に関する装備品等に関する第１０条第１号から第６号に掲げる事務並びに艦艇システム（潜水艦に関するものに限る。）の開発、改善及び維持管理の実施に関する事務（分析部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（機雷艦艇科）

第１３条　機雷艦艇科においては、機雷艦艇に関する装備品等に関する第１０条１号から第６号に掲げる事務並びに艦艇システム（機雷艦艇に関するものに限る。）の開発、改善及び維持管理の実施に関する事務（分析部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（整備科）

第１４条　整備科においては、艦艇システム試験装置の維持管理に関する事務をつかさどる。

（装備実験部の分科）

第１５条　装備実験部に次の４科を置く。

艦船科

武器科

弾薬科

技術科

（艦船科）

第１６条　艦船科においては、艦船、艦船用機関（艦船用補機を含む。）、艦船用電気器材及び船用品並びに他の科の所掌に属しない装備品等に関し、次の事務（分析部の所掌に関するものを除く。）をつかさどる。

⑴　実用試験等の計画の作成及び実施に関すること。

⑵　実用試験等の成果の分析及び評価に関すること。

⑶　性能に関する調査及び研究に関すること。

⑷　教範、準則、取扱説明書その他の取扱いに関する文書の作成の支援に関すること。

⑸　技術試験の支援に関すること。

⑹　部内の事務の総括に関すること。

（武器科）

第１７条　武器科においては、誘導武器、火器、水雷武器、掃海器材、音響器材、航海器材、光学器材、気象器材、磁気器材、通信器材、電波器材及び戦術情報処理器材に関し、前条第１号から第５号までに掲げる事務（分析部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（弾薬科）

第１８条　弾薬科においては、弾火薬類及び化学器材に関し、第１６条第１号から第５号までに掲げる事務（分析部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（技術科）

第１９条　技術科においては、次の事務をつかさどる。

⑴　装備品等の能力向上に関する計画の作成及び実施の調整に関すること。

⑵　装備品等の能力向上に関する調査及び研究に関すること。

⑶　前２号に掲げる事務に必要な資料の収集整理に関すること。

（分析部）

第２０条　分析部においては、次の事務に必要な数理的分析評価並びにこれに必要な調査及び研究に関する事務をつかさどる。

⑴　実用試験等及び運用試験等の計画の作成及び実施に関すること。

⑵　実用試験等及び運用試験等の成果の分析及び評価に関すること。

⑶　艦艇システムの開発、改善及び維持管理の実施に関すること。

⑷　装備体系及び運用に関する調査及び研究に関すること。

（部長及び科長）

第２１条　部に部長、科に科長を置く。

２　部長は、司令の命を受け、部務を掌理する。

３　科長は、部長（総務科長及び企画科長にあっては、司令）の命を受け、科務を掌理する。

（委任規定）

第２２条　この訓令に定めるもののほか、艦艇開発隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附　則

１　この訓令は、平成１４年３月２２日から施行する。

２　次に掲げる訓令は、廃止する。

(1)　装備実験隊の編制に関する訓令（昭和５３年海上自衛隊訓令第１６号）

(2)　運用開発隊の編制に関する訓令（昭和５３年海上自衛隊訓令第１７号）

附　則（平成１８年３月２７日防衛庁訓令第２５号装備品等の技術研究開発に関する訓令の全部を改正する訓令附則第７項）（抄）

１　この訓令は、平成１８年３月２７日から施行する。

附　則（平成１９年１月５日防衛庁訓令第１号防衛庁の省移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第８８条）（抄）

１　この訓令は、平成１９年１月９日から施行する。

附　則（平成２７年１０月１日防衛省訓令第３７号）（抄）

（施行期日）

第１条　この訓令は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則（平成２７年１１月２７日防衛省訓令第５１号）

この訓令は、平成２７年１２月１日から施行する。

附　則（令和２年３月３０日防衛省訓令第１９号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年９月３０日防衛省訓令第５７号表彰等に関する訓令等の一部を改正する訓令第２１条）（抄）

１　この訓令は、令和２年１０月１日から施行する。

附　則（令和３年３月３１日防衛省訓令第１８号俸給支給機関の指定等に関する訓令等の一部を改正する訓令第３８条）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。